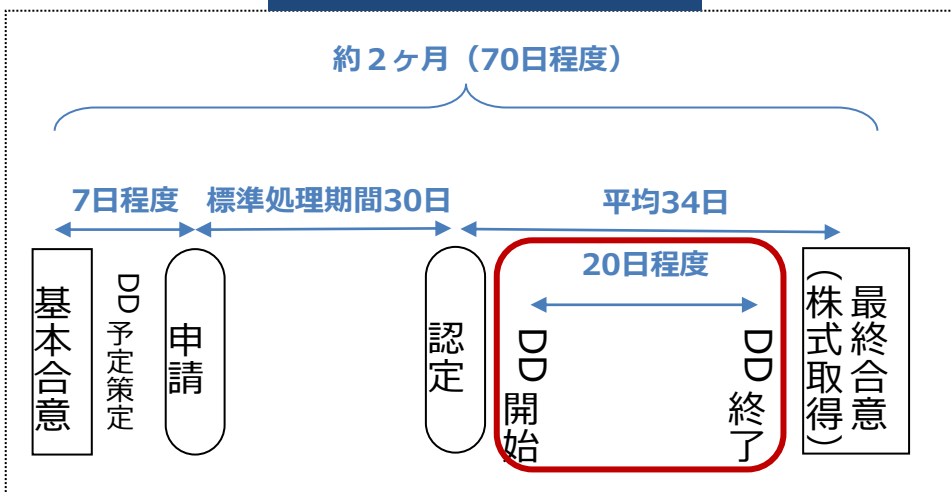


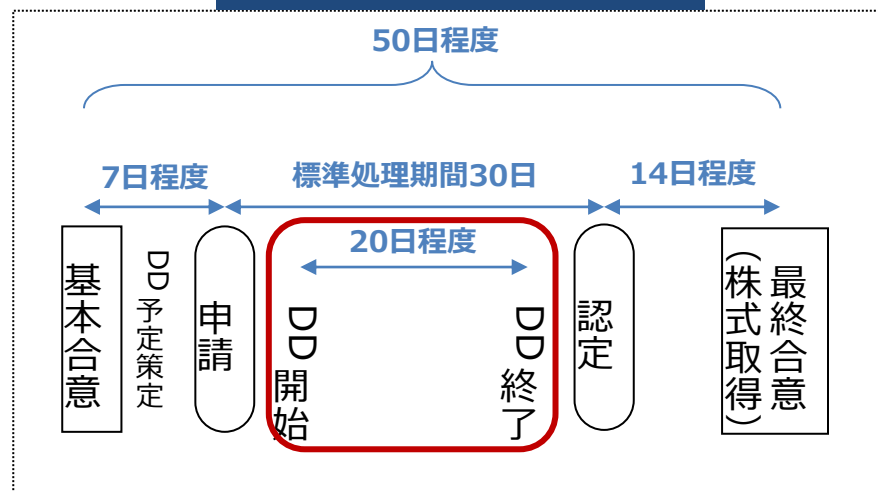
中小企業事業再編投資損失準備金における計画認定に係る運用改善

- 中小企業のM&Aの現場では、基本合意から最終合意までの期間をできる限り短くすることが求められます。
- 実態を踏まえて、令和6年度税制改正において、経営力向上計画の認定手続きにおける運用が改善されることとなりました。具体的には、経営力向上計画の認定前に事業承継等事前調査（デューデリジェンス（DD））を実施することが可能となりました。

運用改善前プロセス※1



運用改善後プロセス※1、2



令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）51頁抜粋

中小企業等経営強化法の経営力向上計画（事業承継等事前調査に関する事項の記載があるものに限る。）の認定手続きについて、その事業承継等に係る事業承継等事前調査が終了した後（最終合意前に限る。）においてもその経営力向上計画の認定ができることとする運用の改善を行う。

※1 実際のプロセスの期間は個別の事案による。

※2 認定後にDD終了、もしくは、認定後にDD開始でもかまわない。